

事務連絡  
平成 28 年 4 月 27 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課長

災害等による確定拠出年金に係る掛金の納付の特例及び本特例の平成 28 年熊本地震にて被災された企業型確定拠出年金の事業主等への適用について

今般、下記のとおり、確定拠出年金法施行規則の一部を改正し、5 月上中旬に公布・施行する予定です。

本省令において災害等による確定拠出年金に係る掛金の納付の特例を設けるとともに、本特例を平成 28 年熊本地震にて被災された企業型確定拠出年金の事業主や加入者に適用する予定ですので、事業主への周知方よろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 災害その他やむを得ない理由により事業主及び企業型年金加入者が確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 21 条第 1 項及び第 21 条の 2 第 1 項の規定により翌月末日までに資産管理機関に納付することが困難であるものとして厚生労働大臣が指定する事業主掛金及び企業型年金加入者掛金（同日までに納付されていないものに限る。）については、事業主又は企業型年金加入者は、当該理由のやんだ日から 2 月以内において厚生労働大臣が定める日までに資産管理機関に納付することができるものとする。こと。（確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）の一部改正省令関係）
- 2 上記 1 における厚生労働大臣が指定する事業主掛金及び企業型年金加入者掛金は、熊本県に所在地を有する実施事業所の事業主が平成 28 年 5 月 31 日までに納付するものとされる事業主掛金（同年 3 月 31 日までに納付するものとされた事業主掛金を除く。）及び熊本県に住所を有する企業型年金加入者又は同県に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者が平成 28 年 5 月 31 日までに納付するものとされる企業型年金加入者掛金（同年 3 月 31 日までに納付するものとされた企業型年金加入者掛金を除く。）であること。（厚生労働省告示関係）
- 3 本特例における納期限は、上記 1 の通り、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から 2 月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。（厚生労働省告示関係）

- 4 上記1における改正内容は、平成28年5月上中旬に公布及び施行される予定であるが、経過措置として平成28年4月30日までに納付するものとされた事業主掛金及び企業型年金加入者掛金（平成28年3月分）についても上記1～3を適用する予定であること。（確定拠出年金法施行規則の一部改正省令関係）